

【問】問合せ

うるま市民無料相談所の開設について

①市民無料法律相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

と き：10月12日(第2木曜日) 午後2時～4時
 と ころ：石川庁舎(1階市民相談室)
 と き：10月19日(第3木曜日)、25日(第4水曜日)午後2時～4時
 ※今月は都合により、第4週は水曜日となります。
 と ころ：本庁舎東棟(1階市民相談室)
 ※法律相談を受けることができるのは、**1日8名まで**です。
 ※電話、直接窓口での事前予約が可能です。(前月から予約可)
 ※電話での予約はうるま市役所市民協働課までお願いします。

②行政相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

困ったら一人で悩まずに行政相談 行政相談週間始まる(10月16日～22日)

総務省では、「行政相談制度」を広く国民の皆様様に利用していただくため、毎年10月に行政相談週間を実施しています。うるま市では、下記の日程で一斉相談会を行います。

と き：10月24日(火) 午前10時～午後4時
 (正午～午後1時を除く)
 ※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。
 と ころ：本庁舎東棟 1階 市民相談室 / 石川庁舎1階 市民相談室 / 勝連社会福祉協議会 1階会議室 / 与那城地区公民館 1階会議室
 ●行政苦情110番 ☎0570-090-110
 ☎(098)867-1100

※休日、祝日及び平日の午後5時15分～翌8時30分までは留守番電話で対応

③人権相談 【問】市民協働課 ☎973-5487

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰等の人権に関する相談を行います。
 と き：10月24日(火)午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)
 ※日程変更の場合がありますので、市民協働課へお問い合わせください。
 と ころ：本庁舎東棟1階 市民相談室

④家庭児童相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

家庭における子育ての悩みを相談員と一緒に考えます。
 と き：【平日】午前8時30分～午後5時
 と ころ：本庁舎東棟2階 児童家庭課

⑤女性相談 【問】児童家庭課 ☎973-5041

離婚、DVなど女性が抱える悩みを相談員と一緒に考えます。
 と き：【平日】午前8時30分～午後5時
 と ころ：本庁舎東棟2階 児童家庭課

⑥教育相談 【問】教育研究所 ☎989-9127

教育研究所では、教育上の問題や教育に関する様々な心配ごとについて心理や教育などの専門員が相談内容に応じ、支援を行います。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
 ※お電話にて相談申し込み受け付けております。
 対 象：幼児・小学生・中学生・保護者・教師
 と き：【平日】午前9時～午後5時
 ※相談時間外でも、調整のうえ対応は可能です
 と ころ：与那城庁舎4階/石川庁舎1階 教育研究所

資産税課 ☎973-5394
 家屋を取り壊したときの
 届け出について

家屋の全部または一部を取り壊したときは、資産税課へ「家屋滅失届」を提出してください。地方税法の規定により賦課期日(毎年1月1日)が定められており、家屋を取り壊しても届け出がない場合は、翌年度以降も引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、早めの届け出をお願いします。

【問】資産税課

☎973-5394



県立石川青少年の家 ☎964-3263
 ①石川岳周辺の野草を使って
 野外料理を楽しもう!

野草を自ら採取・野外料理し、郷土の野草の魅力を再発見してみませんか。

【日時】10月15日(日)

午前9時～午後2時15分

【場所】県立石川青少年の家

【対象・定員】家族20組 約40人

【参加費用】1人1,500円(保険料・その他)

【申込期限】10月3日(火)～11日(水)

【持ち物】エプロン、頭巾、タオル、水筒

※料理の材料等については主催者側で準備

【服装】長袖、長ズボン、運動靴、手袋

【問】県立石川青少年の家

☎964-3263

②石川岳ナイト登山「参加者募集」
 ナイト登山に挑戦し、石川岳からの夜景を楽しみませんか?

【日時】10月28日(土)

午後5時30分～8時45分

【場所】県立石川青少年の家

登山Aコース(約1時間)

【対象・定員】中学生以上30人

※定員に達し次第締切

【参加費用】500円(保険料・資料代)

【申込期限】10月17日(火)～24日(火)

午前9時～午後5時

【持ち物】軽食おにぎり、サンドイッチ等2、3個、飲み物、リュック、懐中電灯、タオル等

【服装】長袖・長ズボン(白系統)、帽子、軍手

【問】県立石川青少年の家 ☎964-3263

消費生活トラブルのご相談は…

例1 メールで身に覚えのない高額な請求が届き困っている。

例2 相手方につくづく迫られたので契約したが解約したい。

例3 アパート・借地の賃借契約の内容に納得できない。

うるま市 市役所東棟1階 ●番窓口 消費生活センター

〈開業時間〉夜所開業時はのぞく 平日9:00～16:00

〈直通電話〉 098-973-5692

TEL. 188